公　告

諸　事　項

金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表公示

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第３条の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社エフ・ポート
２．住所　香川県高松市寿町一丁目４－３高松中央通りビル２Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　山口　雅史
４．権利の実行の対象となる営業保証金の額
　5,000,000円
５．仮配当表
　⑴　権利の実行の対象となる営業保証金の額
　　5,000,000円
　⑵　権利の実行に係る申出等の総額
　　2,554,333円
※配当に当たっては、金融商品取引業者営業保証金規則第17条第２項の規定により、公示に要した費用の負担がある。

令和７年６月５日

四国財務局長　大島　　朗

金融商品取引業者の営業保証金に係る権利の実行の手続きに関する意見聴取会公示

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第15条の14第４項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　株式会社エフ・ポート
２．住所　香川県高松市寿町一丁目４－３高松中央通りビル２Ｆ
３．代表者の氏名　代表取締役　山口　雅史
４．権利の実行の対象となる営業保証金の額
　5,000,000円
５．意見聴取会の期日　令和７年６月24日（火）午後２時
６．意見聴取会の場所　香川県高松市サンポート３番33号　高松サンポート合同庁舎南館１階108会議室

令和７年６月５日

四国財務局長　大島　　朗

待矢場両堰土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、群馬県及び栃木県の区域の一部を地区とし、群馬県太田市に事務所を有する待矢場両堰土地改良区から申請のあった定款変更は、令和７年５月15日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定に基づき公告する。

令和７年６月５日

関東農政局長　安東　　隆

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年６月５日

関東経済産業局長　佐合　達矢

名　　称	株式会社横浜銀行
本店の所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目１番１号
登録番号	関東（個）第17号－４
営業廃止年月日	令和７年４月30日

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告